

# 學校體操教授指針

體育研究協會著作

## 第一編 總論

### 第一章 學校體操教授要目の本旨

國家は國民教育の方針を確立する爲に、勅令を以て、各種の學校に就て夫々學校令並に教育令を定め、之を公布してゐるのである。是等の各法令の第一條に於ては夫々の學校教育の目的を指示し、國民教育の根本方策を明示してゐるのであつて、教育に従事する者は此の第一條の趣旨を十分に了知する必要がある。今、教授要目の本旨を知るためにも、この事が極めて肝要と考へられるので、次に先

—( 1 )—





づ之を掲げて簡單に説明することとする。

小學校令

第一章 總則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

中學校令

第一條 中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニ力ムヘキモノトス

高等女學校令

第一條 高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

師範教育令



**第一條** 高等師範學校ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

女子高等師範學校ハ師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

師範學校ハ小學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

前三項ニ記載シタル學校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ

### 高等學校令

**第一條** 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムヘキモ

ノトス

以上は我が國の師範教育及普通教育に於ける夫々の學校の教育の本旨である。即ち根本方針である。此の方針に基いて、教育の方法が定められるのである。

師範學校に於ては、小學校兒童の師表たるべき者を養成するのであるから、特に順良、信愛及威重の徳を涵養することに留意して、優良な小學校教員を養成することを目的と爲し、中學校及高等女學校に於ては小學校教育を基礎として國民に須要な高等普通教育を施し、國民道德を涵養し、殊に高等女學校では日本婦人として具備すべき従順、貞節、溫雅等の諸徳性の涵養を圖らなければならない。



小學校に於ては先づ以て身體の發育を圖ると共に、國民道德及國民教育の基礎を與へ、更に、一國民としての日常生活に必要な基礎教育を施さんとするのである。小學校令に於て特に留意すべき點は、其の頭初に「兒童身體ノ發達ニ留意シテ」と述べられてある事で、之は小學校教育の基礎は身體の發達を圖る事に在るといふ事を示してゐるのである。小學校の教育は國民の基礎教育であるから、國民生活に必要な普通の知識及技能を授ける事を目的とすることは勿論であるが、更にその教育の根柢として、兒童の身體の發育を圖り、その發達の程度に應じて、教育を施さねばならない事の重要なことを示してゐるのである。即ち、知識技能を授け、日本國民としての精神訓練を施しつゝ、而も決して身體教育を忘れてはならないといふ事を示してゐるのである。この點、小學校教育に於て極めて重要な事であつて、これに従事する者の須臾も忘れる事の出来ない點である。

斯様に、各學校の教育に關する法令の第一條に於て、夫々その教育の根本方針が示されてゐるのであるが、この方針に依る教育の内容に關しては、之だけでは、未だ十分に示されてゐるとは言ひ得ない。全國の教育に従事する總ての人々に、教育令第一條の趣旨を徹底させ且、之を實行させる爲には、どうしても、此の趣旨を一層具體化したものを示さなければならぬ。即ち教育の場所教育の内容、教材、教育の方法などに就て、更に具體的に示す事が必要である。そこで文部省では、更に各教



育令の施行規則なるものを定めて、是等を一層具體的に示してゐるのである。例へば、學科目の種類を定め、夫々の學科目に就てその要旨を提示し、これによつて教授の趣旨方法を指示してゐる。次に示すやうに、體操科に就ても、各學校の種類に應じて、夫々その要旨が定められてゐる。この要旨は、前述の教育令第一條が夫々の學校の教育方針を示してゐると同様に、夫々の學校に於ける體操科の目的並に教授の方針を確立せしめるものであるから、先づ之を十分に理解してゐなければならぬ。

### 小學校令施行規則

**第十條** 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス（後略）

是に依つて之を見れば、小學校に於ける體操科は、先づ、身體の均齊なる發達を眼目とすべきで、更に機敏なる動作を鍛鍊しなければならぬ。之を精神的方面から見れば、快活剛毅なる精神を陶冶し、規律を守り、協同を尙ぶ等の團體的精神を涵養し、之を習慣づけることを目的として指導教授しなければならぬ。徒に體操や競技の技術的鍛鍊に走つたり、勝敗の末に囚はれるやうな事は嚴に慎まなければならぬのである。殊に尋常小學校に於ては、複雑な規則、困難な動作は之を避け、簡易

な動作を選んで、これを総合的に、且、努めて遊戯的に指導しなければならない。萬一教師自身の單なる興味の満足のために、兒童に向つて困難な動作や複雑な技術を強ふるが如き事があつたならば、體操の教授としては甚だ誤つたものと謂はねばならない。

### 中學校令施行規則

**第十七條** 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ姿勢ヲ端正ニシ身體ヲ強健ニシ且其ノ動作ヲ機敏ナラシメ快活、剛毅、堅忍持久ノ精神及規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス(後略)

之を要するに、中學校に於ける體操科の趣旨は、小學校に於けるそれと其の本質に於ては大差が無けれ共、特に此の時代は身體的に最も著しい發育をなす時期であるから、特に體育に留意して、均齊なる身體の發達に留意しなければならないのは勿論、克くその能力の健全なる發達を期さなければならぬ。又、精神的方面から言へば、將來、國家の中堅となるべき人物を養成するのであるから、此の點に留意して、堅忍持久の精神、規律を守り協同を尙ぶ習慣等を涵養することに就て、特に意を用ひなければならぬ。



**第十三條** 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメテ之ヲ強健ナラシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ容儀ヲ整ヘ精神ヲ快活ニシテ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス (後略)

即ち、高等女學校の體操教授の要旨は、小學校、中學校の要旨に比べて、その基本觀念に於ては變らないけれ共、これには、特に容儀を整ふ可き事が附加されてゐる。所謂婦徳の涵養の必要な事は謂ふまでもないが、外觀的にも容儀を整へる習慣を與へる事も亦、一見、事小なるが如く見えるが、實は然らず、女子教育上極めて肝要な事である。そこで女子の體操科教授に當つては、不體裁な身なりや女子に似つかはしからぬ服装、不作法な動作等は嚴に之を戒めなければならぬ。又、精神を快活にする事も極めて必要であるが、萬一、喧噪な態度や男子に近似する舉動を爲す事を以て明朗快活な精神を涵養するかの如く考へる者がありとすれば、それは誤れる事の甚しいものと謂はねばならぬ。

### 師範學校規程

**第二十四條** 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ姿勢を端正ニシ身體ヲ強健ニシ且其ノ動作ヲ機敏ナラシメ快活、剛毅、堅忍持久ノ精神及規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養ヒ且小學校ニ於ケル體操教授ノ方法ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス (後略)



師範學校に於ける教授の要旨も、前記諸學校の要旨と大差はないが、唯、學校の本質上、生徒をして體操教授の方法を會得せしむるの必要な事が特に述べられてゐる。尙、師範學校ではその生徒教養の趣旨が、順良、信愛、威重等の諸徳を涵養するにあるので、凡ゆる學科に於て、この趣旨に適ふやう教育しなければならぬ。特に體操科の如き實踐的學科に於ては、最も之の趣旨に適ふ教授が出來易いわけであるから、體操科の教授に當る者は特に此の點に注意して、常に身を以て範を示す態度を以てこれに臨まなければならぬ。

### 高等學校規程

**第一八條** 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス（後略）

以上、普通教育並に師範教育に於ける體操科の教授の要旨を説明したが、要するに體操科の教授は、理論よりも寧ろ實踐に重きを置く可きであるから、教師たる者は自ら身を以て範を示しつゝ、生徒兒童の心身を教養し、以てその完成を期するやう力めなければならぬ。



さて、教授の要旨は斯様に定められてゐるけれ共、然らばこの要旨の達成を圖るためには、如何なる材料を如何なる方法によつて教授すべきであるかといふ事を、更に具體的に示す事が當然必要となつて来る。即ち、教授すべき内容とその方法との綱要を示す事が必要であつて、而て、これを示す事が、教授の要旨を徹底させるために最も適切な方法となるのである。この意味で示された綱要が即ち教授要目である。

斯くて制定されて居る教授要目なのであるから、學校體操は總て必ずこれに基いて實施されなければならぬ事は謂ふまでもない。又、これに基いて實施されてこそ、眞の効果が擧げられるのである。

但、謂ふまでもないが、教授要目は、上述の如く、體操科の要旨を遂げしめるために、その教授の材料並に方法に就て、根幹となるべき綱要を示したものであつて、必ずしも常に、何所でも、これを其儘に教授細目として、全然此の通りに一律に行はねばならぬといふ意味のものではない。我が國の如く南北に長くて地勢の複雑した國では、地方地方によつて地勢氣候風土等にも著しい差異があるし、又、都市と農村漁村との差異等、それぞれ土地の情況にも差異があり、或は又、生徒兒童の身體發達の程度にも地方的の差異があらうから、これに向つて、強ひて何等の差異もなく全く一律な體操教授を實施しようとするならば、その結果は却つて不適切なものとなり、寧ろ本旨に副はない結果となる

場合がある。従て、教授要目の制定に際しても十分之等の點に留意して、要目の内容は、まづ一般的に何れの地方何れの生徒兒童にも適用され得るやう、謂はゞ普遍妥當的な根幹となるべきものを示してゐるのであるから、體操教授の實際に當る者は先づ常に十分此の要目に基く事に努めると同時に、一面更に、夫々土地の情況、生徒兒童の發達程度等に應じて、その教授の方法に適當な變化を加へて、要目の効果をして一層適切ならしめるやう努めなければならぬ。

唯、此所に注意すべきは、その教授の方法に適當な變化を加へるといふ事を、教授要目の内容實質に向つて自由な變化を加へる事であるかのやうに誤解してはならない事である。教授の方法に適當な變化を加へるといふ事は、謂ふまでもなく、決して要目の趣旨内容から離れてもよろしいといふ意味ではない。要目に示されて居る材料の中の或物は實施しないで置いて、その代りに要目以外の材料を採用するなどといふ事は、謂ふまでもなく不可である。又、その取扱ひ方にしても、要目に示された趣旨の範圍でこれに適宜の變化を加へる事はよろしいが、全然要目とは異つた取扱ひ方をしてもよろしいといふわけでない。要するに、何れの地方何れの學校に於ても、總て學校體操は此の要目に基いて實施されなければならぬと同時に、更に、夫々の土地夫々の學校の實情に應じた考慮を加へて、要目の趣旨を正しく且、十分に運用し、最も適切なる教授細目を定めて、教授の實際を最も効果あらし





めるやうに努めなければならぬのである。斯くてこそ、教授要目の趣旨が眞に徹底したと謂ふべきで、教授要目の本旨も亦此所に在るのである。

第一章 學校體操教授要目の本旨



## 第二章 學校體操の教材

普通教育並に師範教育に關する諸學校に於ける體操科教授に當つて、教材となすべきものは、亦、夫々法令の定むる所となつて居る。

・即ち、「小學校令施行規則」は第十條第四項に於て、左の如く規定して居る。

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳、スキー、スケートヲ授クルコトアルベシ

又、「中學校令施行規則」は第十七條第二項に於て、左の如く定めて居る。

體操ハ體操、教練、劍道及柔道、遊戯及競技を授クベシ又弓道、水泳、スキー、スケートヲ授クルコトアルベシ

「高等女學校令施行規則」が其の第十三條第二項に於て定めて居る所は次のものである。

體操ハ體操、教練、遊戯及競技ヲ授クベシ又弓道、薙刀、水泳、スキー、スケートヲ授クルコトヲ

得





次に、「師範學校規程」第二十四條第二項以下は左の通りである。

體操ハ體操、教練、遊戯及競技ヲ授ケ且教授法ヲ授クベシ

男生徒ニ就テハ劍道及柔道ヲ加ヘ授クベシ又弓道、水泳、スキー、スケートヲ加ヘ授クルコトヲ得  
女生徒ニ就テハ弓道、薙刀、水泳、スキー、スケートヲ加ヘ授クルコトヲ得

又、「高等學校規程」第十八條第二項は、

體操ハ教練及體操ヲ授クベシ又劍道、柔道及弓道ヲ加フルコトヲ得

と規定して居る。

學校體操教授要目に定められて居る所の、體操科の教材に關する規定は次の通りである。

體操科ノ教材ハ體操、教練、遊戯及競技トス但シ男子ノ師範學校、中學校及男子ノ實業學校ニ於テ  
ハ劍道及柔道ヲ加フベク、又弓道ヲ加フルコトヲ得女子ノ師範學校、高等女學校及女子ノ實業學校  
ニ在リテハ弓道、薙刀ヲ加フルコトヲ得

右教材ノ外土地ノ情況ニ依リ適當ナル施設及指導者アル場合ニ限り水泳、スキー、スケートヲ加フルコトヲ得、

是を通覽すれば、體操、教練、遊戲及競技は總ての學校に共通の教材であり、劍道及柔道は男子師範學校、中學校、男子實業學校の教材である。弓道は男女師範學校、中學校、高等女學校及男女實業學校に於て、その學校の事情に應じて適宜これを加へる事が出來、薙刀は女子師範學校、高等女學校及女子の實業學校に於て適宜にこれを加へることが出來るのである。

又、水泳、スキ、スケートは、既に相當に普及された體育運動であり、且、體育的效果も多いものであるから、土地の情況によつて、適當な施設と指導者とが得られるならば、之を教授時間中に加へて課しても宜しい事になつてゐるのである。

次に、各教材に就て、更にその内容を詳説することにする。

## 體操

體操は次の十三種の運動を教材としてゐる。

- (1) 下肢
- (2) 頸
- (3) 上肢
- (4) 胸
- (5) 懸垂
- (6) 平均
- (7) 體側
- (8) 腹
- (9) 背
- (10) 歩及走
- (11) 跳躍
- (12) 倒立及轉廻
- (13) 呼吸

此の十三種の運動に就て、夫々代表的基本的なものを擧げて、その内容を示してゐる。而てその配



列は、概ね易より難へ、簡單より複雑への順序に従つてゐる。

## 教 練

教練の教材は小學校、高等女學校、女子の實業學校、師範學校女生徒に於てのみ之を示し、その内容は各個教練、小隊教練を主としてゐる。中學校、男子實業學校及男子師範學校に關しては、體操教授要目中には特に之を示してはゐない。然し、これは體操教授中に教練を省く事を意味するのではなく、之等に關しては別に學校教練教授要目が定められてゐるから、専ら之に依る事としたのであつて、體操教授中に於ても、十分に教練教授要目と聯繫を保ち、必要に應じて之を實施して、教授の目的を達成するやうにしなければならぬのである。

## 遊 戲 及 競 技

遊戯及競技の教材は、從來の如く遊戯と競技とに分類せず、之を夫々の運動の性質によつて分類して示してゐる。即ち大別して次の六種に分ち、更に唱歌遊戯及行進遊戯を三種に分けてゐる。

- (1) 走
- (2) 跳
- (3) 投
- (4) 各種（追逃、運搬、押引、攀登、格力）
- (5) 球技
- (6) 唱歌遊戯及行進遊戯（基



## 本練習、唱歌遊戯、行進遊戯)

即ち、「走」では走る動作を主とした遊戯及競技の材料を掲げ、「跳」には跳躍を主とする遊戯及競技を挙げ、「投」には投げる動作を主とする遊戯及競技を挙げてゐる。

「各種」として分類された一群の運動は、追つかける、逃げる、運ぶ、押す、引く、登る、格力する等の運動動作を利用した遊戯が主で、従來競争遊戯と稱されたものは多くこれに入つてゐる。

球技は普通一般に行はれてゐる排球、籠球、蹴球、手球等を基とし、之に類する簡単な遊戯を加へて、之を學年相當に配列したのである。

以上の如き各運動は、その取扱の方法によつて遊戯ともなり競技ともなり得るもので、従て之を遊戯と競技とに區分してしまふことは困難であるし、殊に小學校の體操科に於ては、兩者の區分が困難と言ふよりも、むしろ強ひてそんな區分をしないで、凡てが遊戯的に、若しくは自然的綜合的に指導されなければならぬと考へられるのである。又、今回の要目では運動材料は發展的過程を履み、易より難に、簡單より複雑に進むやうに配列されてゐる。この點、従來の遊戯及競技の教材配當に比べて、大いに革新されたものと謂ふべきである。

唱歌遊戯及行進遊戯は、主として女子の教材として採用したものである。その運動は基本練習と唱





歌遊戯と行進遊戯の三種に分ち、基本練習には、基本歩法、基本態勢、應用態勢の三者を示してその練習を便ならしめ、更に唱歌遊戯及行進遊戯に於ては、文部省唱歌と聯繫をとり、主としてその教材による運動動作を示した遊戯を採用した。尙、學年及年齢の進むに従ひ、その性情に應ずる爲、音楽を伴ふ稍複雑な行進遊戯をも擧げたのである。

### 劔道及柔道

劔道及柔道は之を劔道と柔道とに分ち、劔道はその内容を基本動作、應用動作、形に分け、柔道は、基本動作、亂取技、形に分けてゐる。そして、夫々の内容には基礎となるべき單一な動作を示してある。是等の動作は、劔道に於ては稽古及試合、柔道に於ては亂取及試合によつて綜合的に修鍊され、以て劔道及柔道の目的を達成せしめようとするのである。又、特に講話の材料を示して、實地の修鍊と相俟つてその効果を擧げる事に努めてゐる。尙、劔道及柔道は、兩者を行つても、或はその何れかを行つてもよろしい事となつてゐる。

中學校令施行規則改正ノ要旨及施行上ノ注意事項昭和六年文部省訓令第二號及師範學校規程中改正ノ要旨並施行上ノ注意事項昭和六年文部省訓令第一號參照



## 弓道及薙刀

弓道はその運動量から言へば、遠く劍道及柔道には及ばないが、體質及身體發達の程度に依つては劍道柔道よりも寧ろ適切な運動である場合もあるし、又、精神的効果も多いのであるから、今回之を學校體操の教材として採用した譯である。但、之を必須科とするのではなく、適宜に選擇して實施することが出来るやうにしたのである。適宜に選擇して行ふことが出来ると言ふのは、生徒の好き嫌ひによつて自由に選擇せしめるといふ意味ではない。生徒の身體の發達の情況を考慮して、學校が之を適當と認め、且、之を指導するに足る設備及適當な指導者が得られる場合に限り、適宜之を課すことも差支ないといふ意味であつて、弓道を行ふことによつて、劍道及柔道を缺く事が出来るといふ意味ではないのである。劍道及柔道は師範學校、中學校、男子の實業學校の必須教材であるから、之等の學校では之を缺く事は出来ない。劍道及柔道の外に更に弓道を授けるとか、或は、身體の情況が劍道を行ふに適しない生徒に對しては特に弓道を課して劍道・柔道に代へるといふ事はあり得るが、全體として弓道を課するが故に劍道及柔道を省くといふやうな事はあり得ない。

尚、師範學校女生徒、高等女學校、女子の實業學校に於ける弓道若しくは薙刀も亦之と同様な意味



であつて、體操教練遊戯競技等の代りに弓道薙刀を以てしてよろしいといふ意味ではない。従つて弓道、薙刀に關しては、未だその教材内容を特に示してはゐないし、又、その教師の資格についても未だ特に定められたものは無いのであるが、之等を實施する場合は、要目中、他の種の教材に關して示されてゐる所に準じて、十分體操科の要旨に副ふやう留意して欲しいのである。

### 水泳、スキー、スケート

水泳、スキー、スケートは、その實施方法宜しきを得れば生徒兒童のために極めて好適な體育運動であり、又、土地の情況によつては、其の日常生活中に於ける利便も尠くはないので、今回之を體操科教授時間中に課する事が出来るやうにした。即ち、土地の情況により、容易に之を行ふ事が出来、且、之を行ふ事が適切であると考へられる地方に於ては、正課中に於て之を課することが出来るやうになつたのである。然し、之にも適當な指導者を必要とすることは申す迄もない。此所に謂ふ適當な指導者とは、擔任の教師或は體操科教師の中で、この方面に關しての然るべき心得のある者といふ意味であつて、特にこの爲に専任の教師を必要とするといふ意味ではない。要するに、これは正課時間中に適宜に行ふのであるから、遠隔の場所に出掛けて多くの時間を費したり、特にこの爲に複雑な準備

を要したり、或は特別の専任指導者が無ければ出来ないといふやうでは不適當である。斯様な場合は寧ろ正課中に實施すべきではなく、別に適當な設備と十分な指導監督の下に課外に於て實施すべきものである。

### 第三章 各教材の目的及特徴

體操科の中には各種の教材が含まれて居て、各教材は夫々に特徴を有してゐるのであるから、先づその特徴をよく認識して、十分に之を生かして教授することが肝要であると共に、一面には又、夫等の特徴をして互に相倚り相扶けしめ、以て全體としての體操科の目的を達成することに努力しなければならぬ。單に一部の教材のみに偏するやうなことは深く之を警め、常に各教材を普遍的綜合的に用ひることに留意しなければならぬ。

此所では先づ、各教材に就て、その目的と特徴とを概説しよう。

